

第7次

波佐見町行政改革大綱

《令和2年度～令和6年度》



令和2年3月
波 佐 見 町

目 次

第1 行政改革の必要性と課題	• • • • • P. 1
1 これまでの取り組み	P. 1
2 地方公共団体を取り巻く状況と行政改革の課題	P. 2
第2 行政改革大綱策定の基本方針	• • • • • P. 9
1 計画の基本的な考え方	P. 9
2 基本方針	P. 10
3 行政改革の具体的な取り組み	P. 11
4 計画の体系	P. 12
5 計画期間	P. 13
6 推進体制と検証	P. 13
7 成果の公表	P. 13
第3 実施項目	• • • • • P. 14
1 町民と行政の協働・地域活動の促進	P. 14
2 時代の変革に適応した行政経営	P. 14
3 持続可能な財政運営の確立	P. 15
4 効率的な組織機構の構築と人材育成	P. 17
波佐見町行政改革推進体系図	• • • • • P. 19

第1 行政改革の必要性と課題

1 これまでの取り組み

本町では、これまでその時々の住民ニーズや町の抱える課題に的確に対応していくため、数次にわたる行政改革大綱に基づき、改革を進めてまいりました。

これまでの行革の歩みは、昭和 60 年に策定した「行政改革大綱」を契機に、「第2次行政改革大綱」(計画期間：平成 8～11 年度)、「第3次行政改革大綱」(計画期間：平成 12～16 年度)、「第4次行政改革大綱」(計画期間：平成 17～21 年度)、「第5次行政改革大綱」(計画期間：平成 22～26 年度)により行政改革に取り組み、前回の「第6次行政改革大綱」(平成 27～令和元年度)では、「町民とともに進める地域協働」、「効率的・効果的な行政経営」、「持続可能な財政基盤の確立」、「効率的な組織機構の構築と人材育成」の 4 つの重点目標を掲げ、さらなる改革を進めました。

その実行計画である「第6次行政改革実施計画」に掲げた 31 項目の具体的な取組事項については、事務事業の簡素効率化など一部で進捗が不十分な取り組みがあったものの、全体としては概ね順調な進捗が図られ、一定の成果を上げることができました。

〈第6次行政改革大綱の主な取り組み〉

○政策形成過程への町民の参画

行政改革推進委員会や庁舎建設検討委員会など、各種委員会等で公募による委員の選任及び女性委員の積極的参画を推進しました。

○事務事業評価や振興実施計画による施策、事務事業の選択

事務事業の評価による事業の達成度を精査し、その事業の継続性について検討するとともに、各課の今後 5 年間に実施を検討している事業について、その効果を見極め、次年度以降の実施事業の選択を行いました。

○企業誘致等における税収の増

平成 25 年に分譲を開始した町営工業団地について、平成 28 年度に 1 社、平成 29 年度に 1 社進出が決定し完売することができました。このことにより雇用の拡大と税収の増加を図ることができました。

○町税収納率の向上

収納率の向上に向け、毎月 1 回夜間納税相談や FP 相談(*1) の開設及び財産調査等による資産の把握を行い、適切な徴収業務の執行に努めました。また、徴収担当者連絡会議を実施し、横断的な徴収体制の構築に努めました。

・FP相談(*1)…ファイナンシャル・プランナーによる月1回の家計、納税相談を実施。

2 地方公共団体を取り巻く状況と行政改革の課題

(1) 国の政策と地方行政改革

平成23年度から始まった、地域主権一括法による地方への一層の事務・権限の委譲、社会情勢の変化に伴う町税等の伸び悩みや国の「三位一体の改革」における国庫補助金・地方交付税の削減などにより、地方公共団体を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、本町においても投資的事業に充てられる財源は厳しく、基金の取り崩しによって補っているなど極めて厳しい状況にあります。

このようなことから、従来にも増して効果的な行政運営を進めるとともに簡素・効率化を図らなければなりません。

平成26年度には、内閣総理大臣を本部長とする、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に取り組むことにより、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するという基本目標が立てられました。

さらに、地方行政におけるサービス改革を推進するため、平成27年には総務大臣通知として「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」が発出されました。これには、「今後、地方公共団体においては、BPR(*1)の手法及びICT(*2)を徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必用であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要である。」とあり、記載された留意事項を参考に積極的な行政改革に努めるよう通知されています。

・BPR(*1)…ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの略。

業務プロセスの抜本的改革、コスト・部品・サービス・スピードのような、重大で現代的なパフォーマンス基準を劇的に改善するために、ビジネス・プロセスを根本的に考え直し、抜本的にこれを再構築すること。

・ICT(*2)…インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で「情報通信技術」を意味する。

(2) 本町の現状と課題

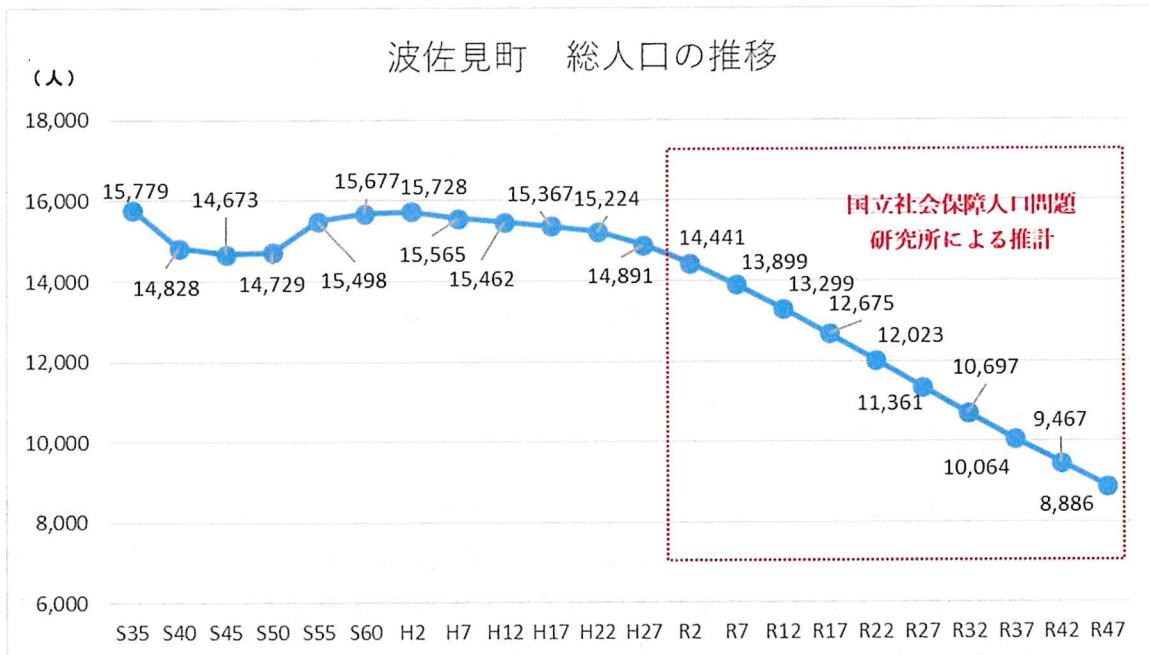
①人口減少と多様化する住民ニーズへの対応

【現状】

本町の人口は、近年で見ると昭和60年の15,677人をピークに減少傾向に転じています。少子高齢化の進行により、死亡数が出生数を上回り自然動態がマイナスとなる一方で、転出超過による社会動態のマイナス傾向が続いており、今後高齢者の割合が増加するとともに、人口減少が大きく進むと予想されます。

【課題】

今後の社会動態のマイナスを食い止め、若い世代や子育てファミリー層が本町で暮らしたいと思う社会環境の実現、雇用の拡大や住宅支援等、本町での暮らしの魅力を高めるためにも、持続可能な施策の取り組みが不可欠です。今後、厳しい行財政運営が見込まれるなか、住民のニーズを的確に把握し、住民目線に立った本当に必要な行政サービスを施策に反映させるためにも、全職員の意識改革を含めた行政改革の一層の取り組みが必要です。



(図1 将来人口推計)

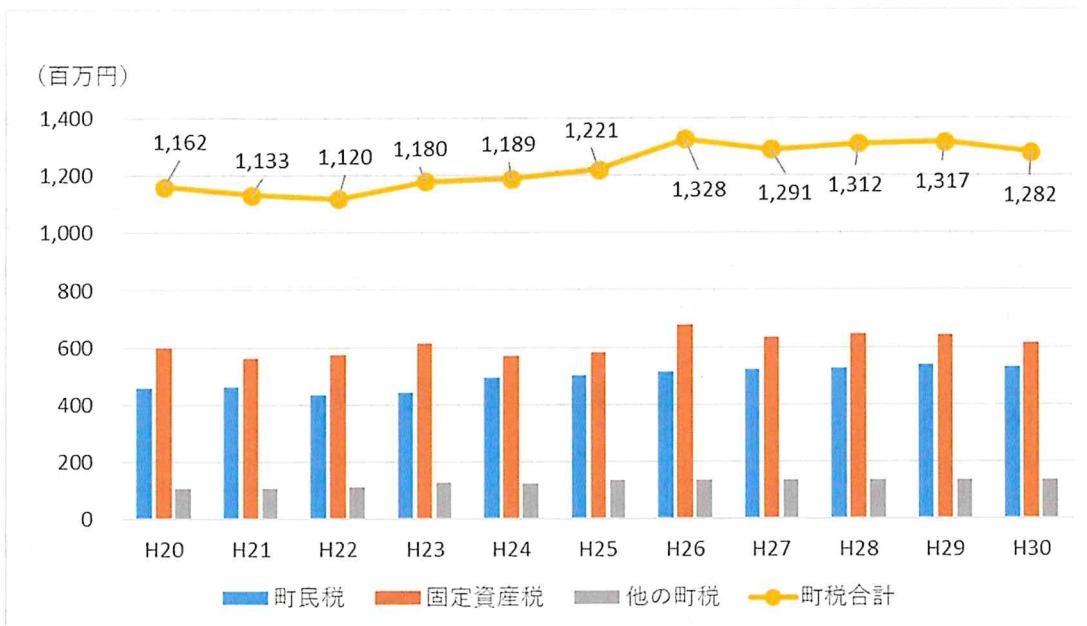
②徴税収入の推移

【現状】

本町を取り巻く財政運営環境は、景気回復の傾向はあるものの、人口減少・少子化の影響等により、町税収入が伸び悩んでいます。今後、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が減少することが見込まれることから、町税収入も減少していくことが予測されます。

【課題】

税負担の公平性の観点から、適正な課税、適切な滞納処分を実施し、さらに収納率の向上を図ることが必要です。



(図2 税収の推移)

③扶助費の推移

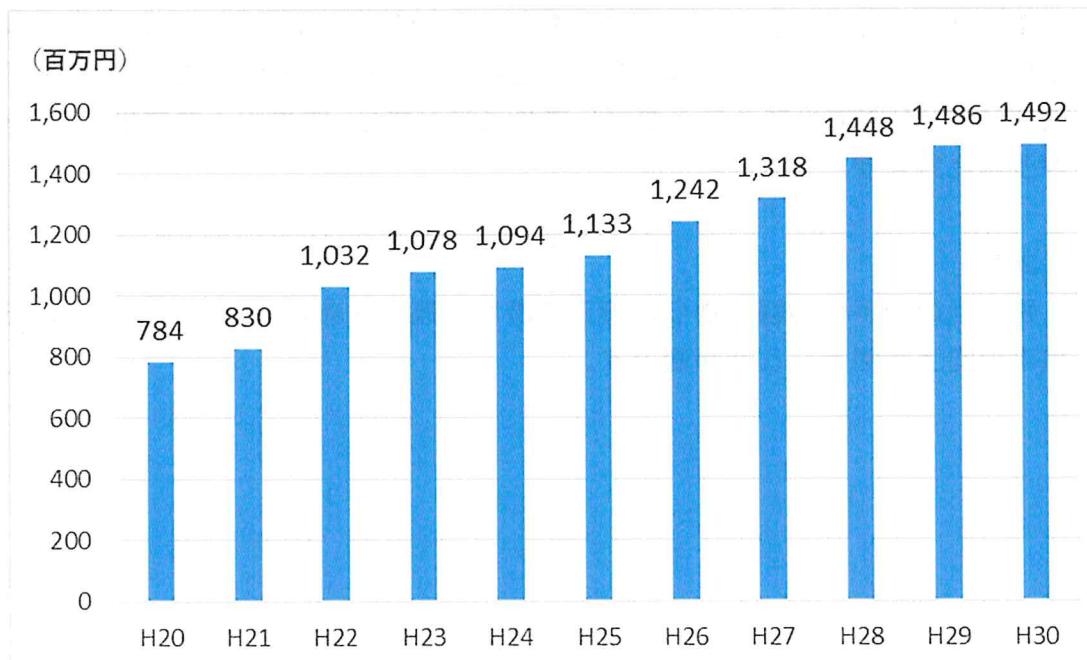
【現状】

扶助費とは、子ども医療費や保育園にかかるお金のように、社会保障制度の一環として児童・高齢者・障害者などに対して行う支援に要する経費のことです。

国の施策による障害者総合支援や子育て支援の拡充などにより、近年右肩上がりに増加しており、今後も扶助費の増加は進むと考えられます。

【課題】

住民ニーズに応じ安心な生活を支えるため、サービスの質を高めて適切な支援に繋げていくことが必要です。



(図3 扶助費の推移)

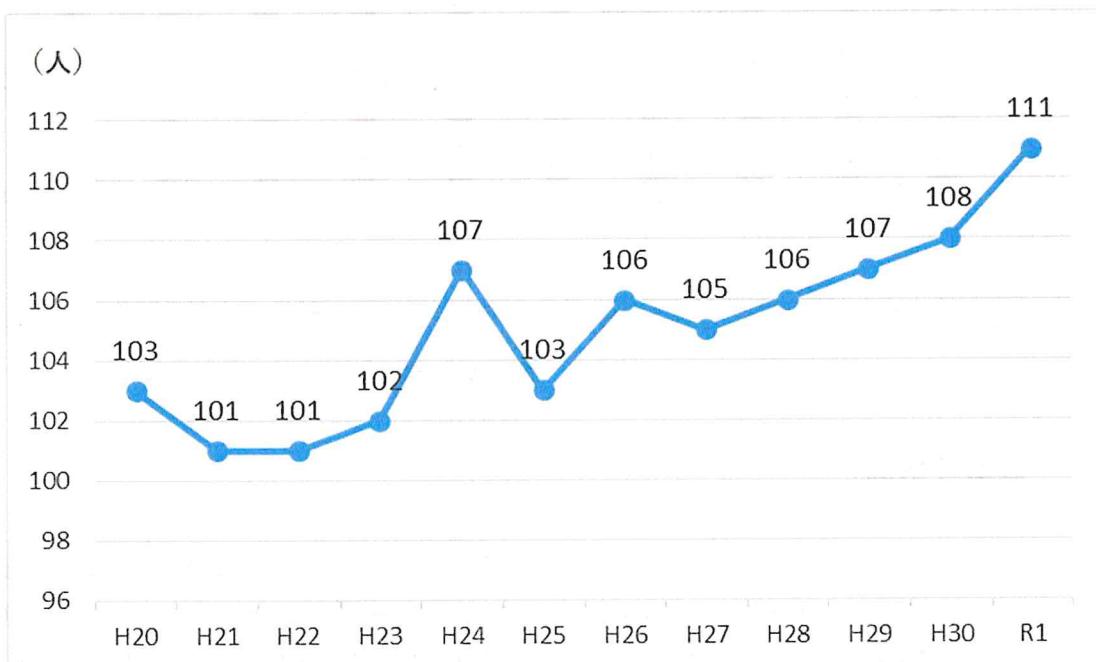
④職員・組織の状況

【現状】

これまでの行政改革の取り組みにおいて、職員数の削減とともに人件費の削減を行ってきました。しかしながら、この間、国や県からの権限移譲の進展、行政サービスの更なる高度化・多様化・複雑化などを背景とし、近年各分野とも業務量は増加し続けていることから、これらに対処し、継続かつ適切な行政運営を行うため、職員は増加傾向にあります。また、複雑な事案による各種相談の増加や近年増加している災害への対応など、残業時間を含めた職員一人ひとりの総労働時間が増えていること、臨時職員等の非正規職員数が増加しているなどの現況がみられます。

【課題】

多様化・高度化する新たな住民ニーズや行政課題に迅速・的確に対応するため、民間活力の導入を視野にいれた、スリムで効率的な組織体制の構築や事務事業の見直しが必要です。また継続した行政運営に支障をきたすことがないよう、必要な職員数を確保しながら、安定的な新規採用による各世代の職員数の平準化を進めていくことが課題です。



(図4 職員数の推移) *令和元年からフルタイム再任用職員を含む

⑤財政の状況

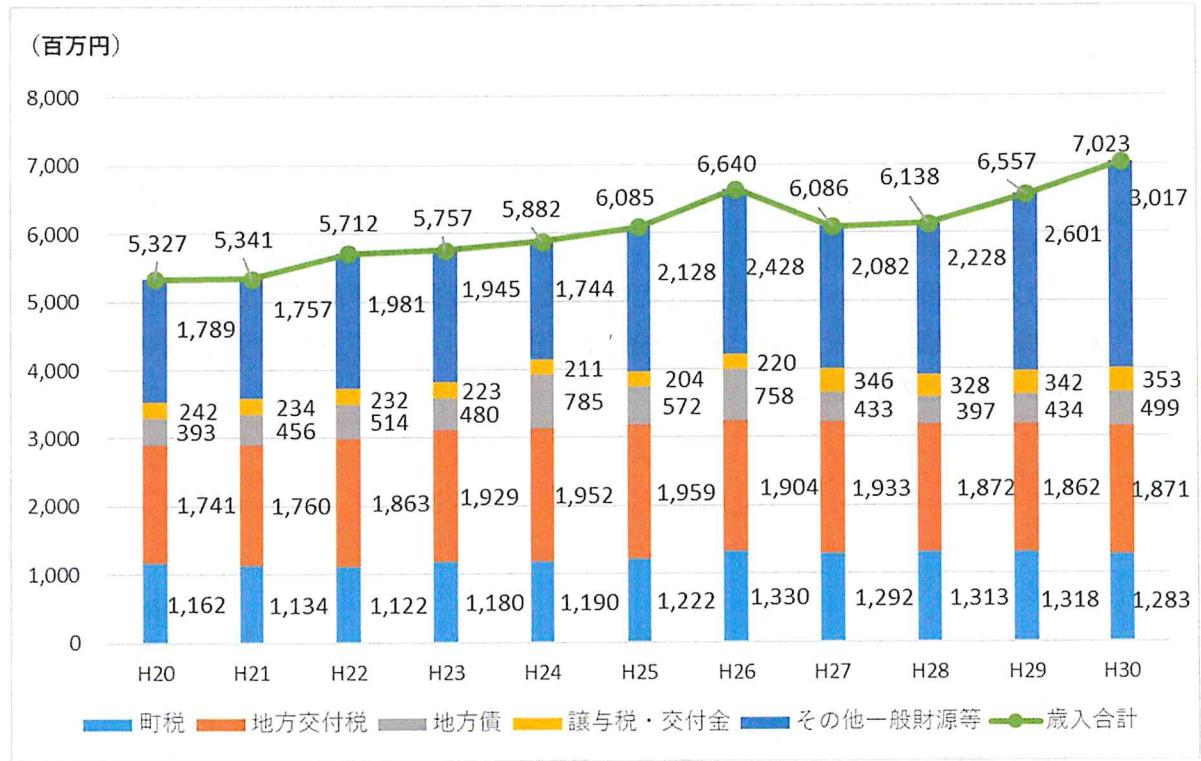
・歳入の推移

【現状】

本町の普通会計の歳入額は、平成30年度約70億2千万円で、直近5年間の平均歳入額は64億8千万円でした。歳入には使途が定められた特定財源と、町の判断で自由に使うことができる一般財源があり、一般財源は平成30年度約28億6千万円で、直近5年間の平均は26億7千万円でした。

【課題】

歳入の確保に当たっては、各種事業に国や県の補助金等を積極的に活用することはもちろんですが、これら補助金や地方交付税・交付金は国の財政状況等に左右されるため、持続可能な財政運営を確立するためには、自ら調達する自主財源の確保に努めることが重要です。その根幹をなす町税については、人口減少に伴い今後減少していくことが予測されることから、雇用の創出や定住促進等の施策を推進するとともに、使用料・手数料、分担金・負担金、財産収入といった自主財源を確保していく必要があります。



(図5　歳入の推移)

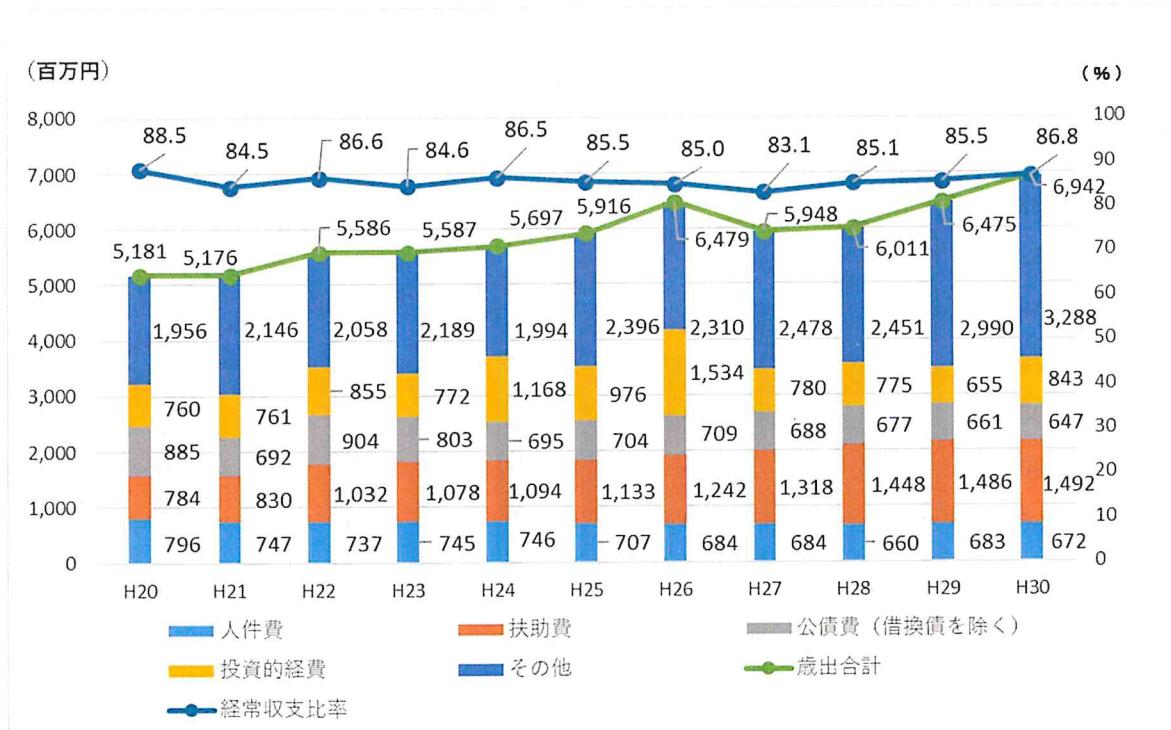
・歳出の状況

【現状】

歳出のうち、人件費・扶助費・公債費を合わせて義務的経費といい、平成20年度と比較すると、平成30年度は扶助費が約7億円増加しました。一方、人件費・公債費が減少したため、義務的経費全体では約3億4千万円の増加にとどまっています。今後、前述した扶助費の増加とともに、老朽化した施設の更新に伴い、維持補修費や投資的経費についても増加することが予想されます。

【課題】

新規の施策や事業については、必要性・コスト・効果等を見極めて、限られた財源を有効に活用するよう努めなければなりません。また、類似事業の統廃合や、既存事業については、社会情勢や住民ニーズの変化に即して、必要性や効果が低下したものについては、内容の見直しや縮小、廃止を検討する必要があります。



(図6 岁出の推移)

・地方債残高と実質公債費比率の推移

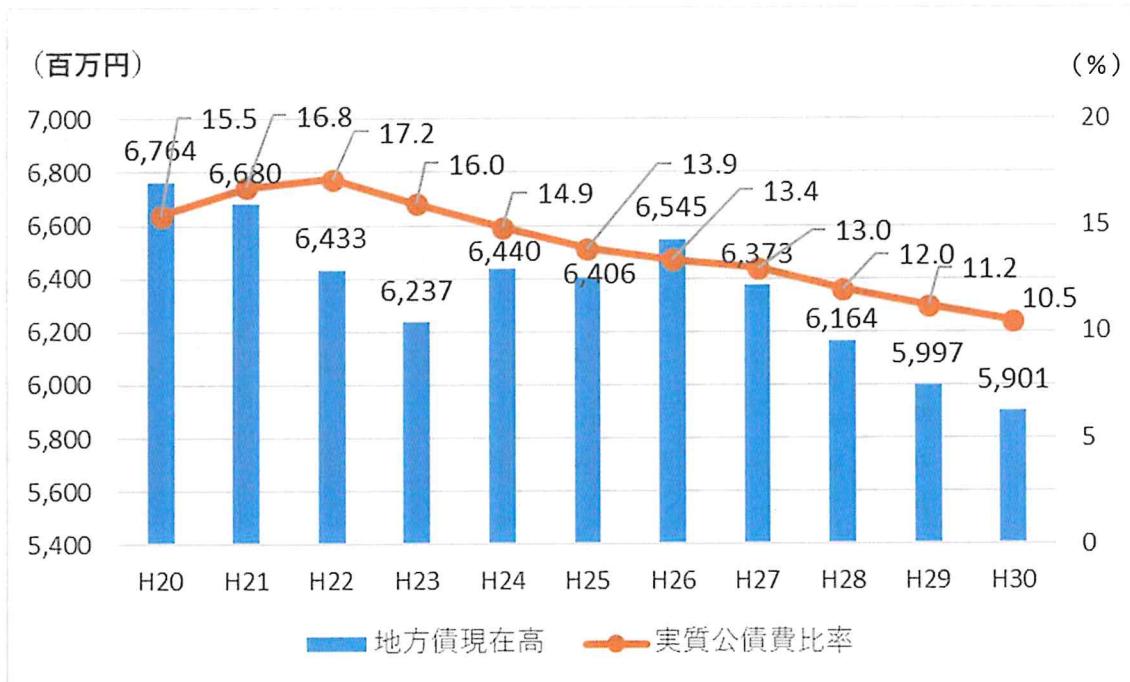
【現状】

地方債は、主に普通建設事業の財源として借り入れているもので、一般会計の地方債残高は、平成10年度末の約82億円をピークに減少し、平成30年度末は約59億円まで減少しています。併せて、地方債の返済額である公債費についても、平成9年度の約11億円をピークに減少しており、平成30年度末には約6億5千万円となっています。

また、一般会計の公債費のみならず、特別会計や東彼地区保健福祉組合の元利償還金に対する一般会計からの繰出金や補助金を含めた公債費の財政負担の程度を示す実質公債費比率においては、平成22年度の17.2%をピークに、平成30年度末には10.5%まで減少しました。

【課題】

地方債の活用については、世代間負担の公平性の観点からも必要ですが、後年度へ過度の負担にならないよう、普通建設事業の実施にあたってはより一層の計画性が求められます。



(図7 公債費の推移)

⑥行政改革の取り組みにおいて達成が不十分である項目

第6次大綱の取り組みのうち、「施策・事務事業の見直し」、「歳出の削減と合理化」、「横断的で効率的な組織運営」について等達成が十分でない項目があります。これらについては、それぞれの課題を検証し、手法等を見直し、継続して取り組むことが必要です。

【不十分である項目とその内容】

- 施策・事務事業の見直し
各種事務のマニュアル化が進んでいない。
- 歳出の削減と合理化
現状の補助金・負担金の精査、適正化が十分図られていない。
- 横断的で効率的な組織運営
必要に応じた時間延長、勤務時間の変更等について、検討・実施ができない。

第2 行政改革大綱策定の基本方針

1 計画の基本的な考え方

本町においては、県内でもトップクラスの加入率を誇る自治会の自治活動によって、道路や河川など地域の環境整備や子育て、福祉、教育、防災といった分野における広範な住民活動に支えられたまちづくりが行われてきました。

公共の分野は行政のみが担うのではなく、地域を構成する各主体がそれぞれ目的意識を持ちながら、地域の課題を共有し、対等な関係における応分の責任のもと、まちづくりという公共の分野を担い、支え合っていくことが今後一層必要性を増してきます。また、それぞれの主体が持つ知恵と力が結び合わされることで、まちづくりにおける好循環をつくりだしていくことが可能になります。このように、様々な主体との連携・協働^(*)1)により、従来行政だけでは生み出すことができなかつたまちづくりの新しい力が創造されます。

一方、社会経済情勢の変化に伴い、厳しい財政運営を迫られる中で、町民が将来にわたって安心して暮らせる魅力あふれるまちの構築や、多様化する住民ニーズに的確・適切に対応し、各般の施策を着実に実施していくためには、それを支える持続可能な財政基盤の確立が必要不可欠です。行政は、真に行政でなければ果たし得ない領域で、確実にその役割を担っていくことを基本に、各般の行政分野にわたる見直しを徹底し、効率的で効果的な行政経営を進めていきます。

協働の推進や効率的で効果的な行政経営を推進するためには、組織や職員の自己変革がこれまで以上に必要です。「最小の経費で最大の行政効果」を発揮するためには、過去の常識にとらわれることなく、新たな課題にも積極的に取り組み、多面的に活躍できる経営感覚に富んだ職員を育成するとともに、柔軟で機動的・横断的な組織づくりに取り組みます。

このような考え方には、次のような視点を加え、改革を具体的に実行していきます。

・協 働^(*)1) …町民・自治会・行政・各種団体など様々な担い手が、共通の目的を実現するためにそれぞれの役割と責務のもとで相互の立場を尊重して、補完し協力すること。

《視 点》

(1) 中長期・組織横断

課題解決に向け、中長期視点に立つとともに、組織の縦割りを超えた横断的な視点に基づき改革を実行していきます。

(2) 選択と集中

町民の視点に立ち、町民のニーズを把握し、選択と集中の視点に基づき改革を実行していきます。

(3) 連携

地域の各主体との連携という視点に基づき改革を実行していきます。

(4) 自立

自ら自立するとともに、自ら考え、決定し、責任を負うという視点に基づき改革を実行していきます。

2 基本方針

本町がこれまで行ってきた行政改革の取り組みは、簡素で効率的な行政経営に一定の成果をあげてきました。第6次行政改革実施計画に基づいた成果を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応しつつ、効果的な取り組みを行い、行政改革の更なる推進に向け継続して実施してまいります。

また、これから的地方自治体は、持続可能な行政経営をめざすために、真に行政として担うべき政策・課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政の実現に取り組む必要があります。さらに地域の様々な力を結集し、地域住民やNPO^(*1)法人が主体となり公共を担う「新しい公共」の形成へ向けた取り組みも不可欠です。

そこで、本大綱では行政改革の取り組みとして、これらを踏まえた4つの重点目標を掲げ、その概要を示すものとします。さらに、これらを具体化するために、本大綱に基づく実施計画を策定し、計画的に推進を図ってまいります。

なお、行政改革の推進にあたっては、波佐見町行政改革推進委員会の答申を十分尊重し、議会をはじめ町民の理解と協力のもと、一層積極的に行政経営の効率化に取り組んでまいります。

重 点 目 標

- 1 : 町民と行政の協働・地域活動の促進
- 2 : 時代の変革に適応した行政経営
- 3 : 持続可能な財政運営の確立
- 4 : 効率的な組織機構の構築と人材育成

-
- ・N P O^(*1) …ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
　　そのうち、特定非営利活動促進法（NPO法）により法人に認証されたものを特定非営利活動法人という。

3 行政改革の具体的な取り組み

1：町民と行政の協働・地域活動の促進

町政に対する意見収集・意見交換を図れる体制を強化し、今までの行政主導型の発想ではなく、公的サービスの担い手として期待される自治会・住民団体・NPO法人など、多様な住民主体への支援・協力体制を構築すると共に、町民と行政の協働を一層強化します。

2：時代の変革に適応した行政経営

町の施策を時代の変革に応じて見直し、選択と集中の観点から、経営資源<sup>(*)
2)</sup>を配分していくほか、公平性の観点から受益と負担の適正化について幅広く検討します。また、「最小の経費で最大の効果」を挙げるため、ICTの活用をはじめ、民間委託等の公民連携による民間活力の活用により、更なる業務の効率化や利便性の向上を図ります。

-
- ・経営資源<sup>(*)
2)</sup>…企業や団体の成長を支える、「人・もの・金」そして情報や時間など無形資産の総称で、行政においては、より効率的な行政運営を行う上で必要不可欠となる人（職員）、もの（施設等）、金（予算）、情報（知的財産）など。

3：持続可能な財政運営の確立

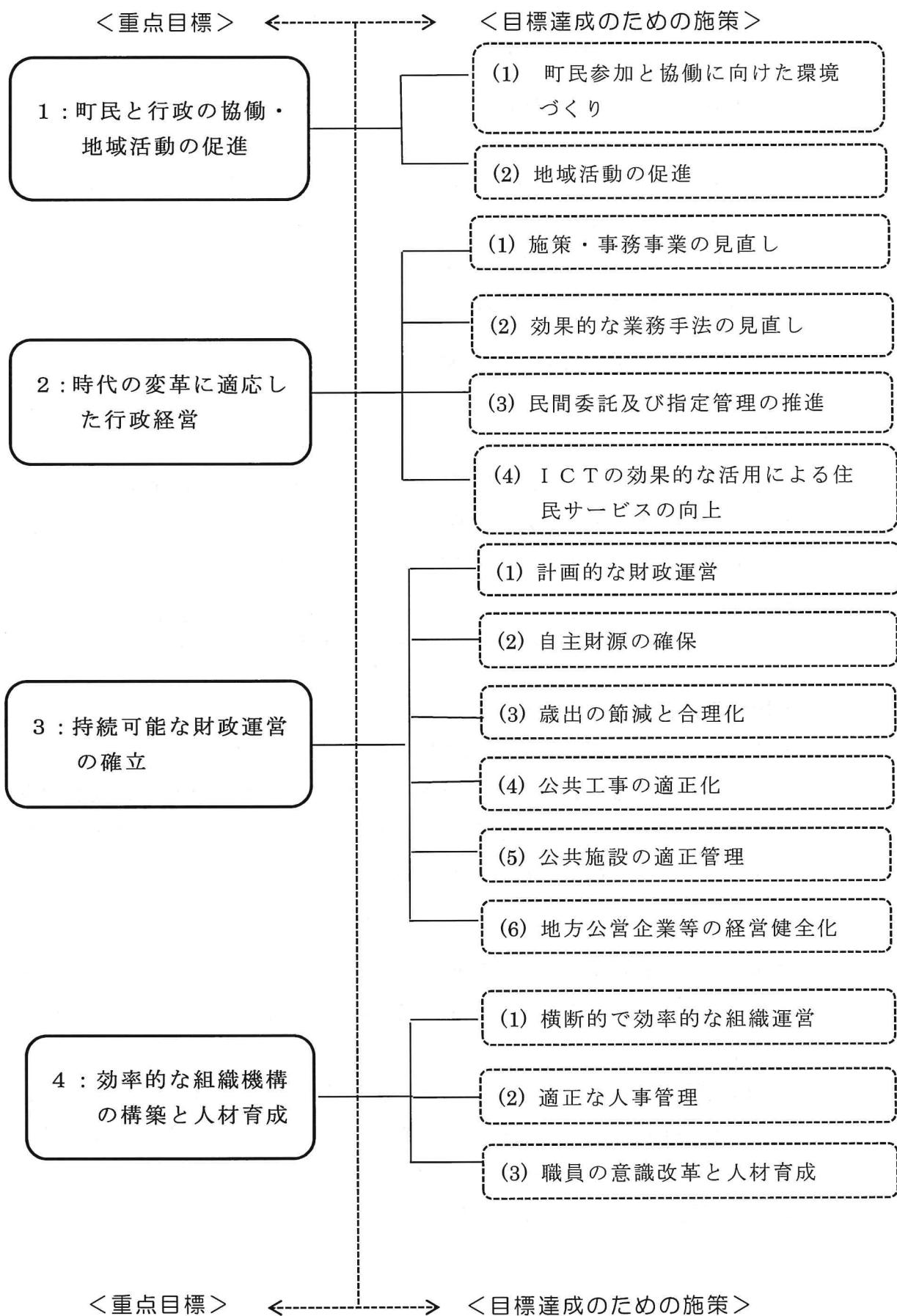
少子高齢化の進展による人口減少や社会保障費の増加等が見込まれる中、将来につながる健全な行政経営を実現するためには、持続可能な財政運営の確立が必要です。このため、自主財源の積極的な確保に努め、事業の効率化や公共施設等マネジメントの着実な実施を行います。

4：効率的な組織機構の構築と人材育成

縦割りの弊害を排除し、町政を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、横断的な組織の編成や権限機能を見直すなど、組織運営の更なる効率化を図ります。

職員の仕事に対する意欲を高めるため、人事評価制度の充実を図ります。また、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、知識・技術を確実に継承する体制の構築のほか、ワークライフバランスに配慮した職場環境の整備を図ります。各種研修等への参加により専門的な知識・技術の習得や政策立案能力の向上を図ります。

4 計画の体系



5 計画期間

「第7次 波佐見町行政改革大綱」及び「第7次 波佐見町行政改革大綱実施計画」の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年間とします。

6 推進体制と検証

町長を本部長とする庁内組織である、波佐見町行政改革推進本部及び全職員は、実施計画について、計画策定（Plan）⇒実施（Do）⇒検証・評価（Check）⇒見直し（Action）のサイクルに基づき、不断の事務事業の点検、再編、整理等を絶えず行います。

また、本計画の策定にあたり意見をいただいた、「波佐見町行政改革推進委員会」に進捗状況等報告し、指導助言を受けながら改革を推進していきます。

7 成果の公表

大綱及び実施計画の進捗状況と成果は、計画期間における各年度末をもって取りまとめ、翌年度のできるだけ早い時期に、広報紙やホームページにより、わかりやすい形で公表していくものとします。

第3 実施項目

1：町民と行政の協働・地域活動の促進

(1) 町民参加と協働に向けた環境づくり

これからのかまちづくりにおいて目指すところは、住民が主体的に活動を行い、行政がそれを支援する体制です。

そこで、町政に対する意見収集・意見交換をする体制を強化し、今までの行政主導型の発想ではなく、公的サービスの担い手として期待される地域・住民団体・NPO法人など、多様な住民主体への支援・協力体制を構築し、可能な限り協働で課題解決にあたります。地域交流・協働の推進により、住民も一緒にあってまちづくりに参加できる機会の拡大に努めます。

(2) 地域活動の促進

質の高い行政サービスを提供するために、住民にとって分かりやすい行政情報の充実に努め、広報紙、HP、SNS^{(*)1}等への発信に努めます。

また、地域活動の活性化や防災のための組織づくり、活動、人材育成について積極的な支援を行います。

-
- SNS^{(*)1} …ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。
インターネットを介して人間関係を構築できるサービスの総称。

2：時代の変革に適応した行政経営

(1) 施策・事務事業の見直し

事務事業評価^{(*)1}や振興実施計画^{(*)2}により事務事業の選択や見直しを行います。

時代の要請を的確に把握しながら行政の果たすべき役割の範囲を常に見極め、真に行政が担うべき分野においては迅速な対応を行っていくとともに、これまでの経緯にとらわれることなく、時代の変化などを見据え、効果や必要性が低下している施策・事務事業については、見直しを徹底していきます。

-
- 事務事業評価^{(*)1} …行政の仕事（事務事業）について、有効性、効率性、必要性等について評価・検証を行い、次年度以降の改善等を図るための仕組み。
 - 振興実施計画^{(*)2} …町の施策や事務事業等について、財政状況や町民のニーズなども踏まえながら実施するプログラムで、3年を基本として1年ごとに検討を行う計画。

(2) 効果的な業務手法の見直し

職員一人ひとりが、自ら日常的に取り組む業務がより効率的で効果的なものとなるよう、事務のマニュアル化や公文書管理の統一したルール化を図ります。また、増大する業務や複雑化する行政課題に対応した、行政事務の効率化やサービスの向上を図るため、AI^(*1)、RPA^(*2)などの新しい技術の研修を進め、導入を検討します。

-
- ・ AI^(*1) …アーティフィカル・インテリジェンスの略。
人口知能、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推理を行ったり、経験から学習したりするコンピュータープログラムなどのこと。
 - ・ RPA^(*2) …ロボティック・プロセス・オートメーションの略。
これまで人間が手作業で行ってきた仕事を、ルールエンジンやAI、機械学習などの認知技術を取り入れたロボット（ソフトウェア）に代行してもらうことにより自動化や効率化を図るしくみ。

(3) 民間委託及び指定管理の推進

窓口業務、定型業務など事務事業全般にわたり、先進例などを参考に民間委託等の可能性について検証し、住民サービスの向上を目的とした民間委託を推進します。また、公共施設の管理運営については、指定管理者制度の効果を精査し、民間の実績状況を見極めながら、住民サービスの向上や、経費の削減が図られるなど効果が上がるとされた施設について指定管理者制度を推進します。

(4) I C T の効果的な活用による住民サービスの向上

情報処理技術や通信技術は、技術革新により日々飛躍的に発展し、これらを利用した高度情報社会が町民一人ひとりの身近なものとなっています。

このような中に、行政サービスにおいては、グループウェア^(*1)などのネットワークを効果的に活用していくことや、クラウド^(*2)化を推進し、個人情報保護法の趣旨からも、一層のセキュリティ対策を図り、各種ネットワークやシステムを有効に活用する必要があります。また、電子文書など行政情報の相互のやり取り等の安全や利便性を図るとともに、生活に必要な各種情報や申請などの手続きの電子化など住民サービスの向上を図ります。

-
- ・ グループウェア^(*1) …企業などの組織内のコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステムソフトウェア。ネットワークに接続されたコンピュータ同士で情報の共有、また、スケジュール管理等の業務に利用される様々な機能を通じて、業務の効率化を目指したものである。
 - ・ ク ラ ウ ド^(*2) …データサービスやインターネット技術などがネットワーク上にあるサーバー群（クラウド（雲））にあり、ユーザーが「どこからでも、必用

な時に、必用な機能だけ」利用できるコンピュータネットワークの利用形態。

3：持続可能な財政運営の確立

(1) 計画的な財政運営

これから高度化・多様化する行政課題に適切に対応し、必要とされるサービスを提供していくために、事業の選択と集中による経費の節減や財政負担の合理化・平準化を継続して進めるとともに、コスト意識を周知徹底し、町全体の財政基盤の強化を目指します。

(2) 自主財源の確保

将来にわたり住民が必要とするサービスを確実に提供するには、町税等の収入確保は不可欠です。町税の增收を図るには、本町の基幹産業の活性化と雇用創出・確保も必要です。

使用料・手数料については、受益者負担の適正化の観点から改めて検証し、必要に応じ見直しを行います。

さらに、ふるさと応援寄附金(*1)を積極的に推進し、新たな財源の確保・増加に努めます。

-
- ふるさと応援寄附金(*1)…都道府県・市区町村に対する寄付金のうち、2,000円を超える部分について一定限度額まで、原則として所得税と併せて全額が控除される制度。

(3) 歳出の節減と合理化

本町の財政状況は、今後も引き続き厳しい状況が続くことが見込まれ、これまで以上選択と集中による縮減が求められています。事業については、「必要性・優先度・事業効果・継続性」の観点に立ち予算配分を行ように努めます。

また、補助金については、行政としての公益性・公平性・必要性・費用対効果等について総合的な検証を行い、廃止・縮小・整理統合・終期設定などの抜本的な見直しを進めます。なお、新たな補助金については、町が補助すべき必要性や妥当性を十分考慮したうえで実施します。

(4) 公共工事の適正化

公共工事の実施にあたっては、適正な品質を保ちながら、緊急性や費用対

効果等総合的な観点から厳選・重点化を図るとともに、町民の安全・安心へのニーズを踏まえ、総合的なコスト縮減の推進を図り、時代に即した良質な社会資本の整備・維持を図ります。

(5) 公共施設の適正管理

本町の公共施設については、年数の経過等から、将来的に大規模改修や更新等に多額の財政負担が生じます。

今後の公共施設の管理に関する基本的な方針等を示す公共施設等総合管理計画（*1）に基づき、各施設 所管課が施設の個別管理計画を行い、総合的なマネジメントの推進に取り組みます。

また、愛護団体（*2）の育成を図り、愛護団体による公共施設の維持管理を推進するなど、活用されていない施設の利活用について検討します。

・公共施設等総合管理計画（*1）…地方公共団体が地域の実情に応じて策定する計画であり、学校や公営住宅等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針。

・愛護団体（*2）…公共施設の清掃・美化活動等に取り組む団体として登録し、管理者はその団体の活動に支援を行う。

(6) 地方公営企業等の経営健全化

水道・下水道は、日常生活を営むうえで欠くことのできない重要な行政サービスであり、将来にわたって安定的に適正な料金で提供し続けることが求められています。

このことから、経営状態を的確に把握し分析・改善に努め、サービスの維持・向上を図るため、施設の長寿命化等をはじめ経営の総点検を行います。

また、下水道事業特別会計は、地方公営企業法の一部適用により、企業会計方式を導入します。これにより、経理状況を明確にするとともに、分析を進め、健全経営に努めます。

4：効率的な組織機構の構築と人材育成

(1) 横断的で効率的な組織運営

多様化する住民ニーズや新たな行政課題に迅速・的確に対応するため、効率的で機能的な組織機構を構築し、それに見合った人員を配置します。

各部課単位では対応が困難である組織横断的な課題に対しては、プロジェクトチームの編成等により、柔軟かつ機能的に対応するとともに、広域的な

見地からの対応が必要な課題に対しては、ハード・ソフト両面における県や他市町村との連携・協力関係の充実を図ります。

(2) 適正な人事管理

多様化・高度化する新たな住民ニーズや行政課題に迅速・的確に対応するため、安定的な新規採用による各世代の職員数の標準化と定員管理の適正化を図るとともに、効率的な人員配置を行います。

また、人事評価について、「人材育成」、「組織目標の達成」の意義を十分に理解したうえで、適正な評価が行われるよう、研修の実施や分かりやすい具体的な評価基準について検討を行います。

(3) 職員の意識改革と人材育成

職員一人ひとりの持つ能力が十分に発揮され、意欲を持って職務に取り組み、ひいては職場の活性化が図られるよう、特定の課題に対する職員からの改善策の公募や職員提案制度の活用を推進します。

行政分野における業務の高度化・細分化や住民ニーズの多様化への対応、かつ、高い目的意識を持ち、意欲的に問題を解決していく職員を育成するため、自主研修をはじめ自治大学校等の外部研修機関の活用や、県等との人事交流、専門的・階層別研修に積極的に派遣を行います。

地方分権改革による国から地方、県から町への権限移譲や多様化する住民ニーズにより職員の業務が増加している現在において、業務に対し継続して意欲的に取り組める環境を充実させるために、職員の負担軽減や時間外勤務の削減、休暇の取得促進等ワークライフバランス^(*1)に配慮した取り組みに努めます。

・ワークライフバランス^(*1)…本格的な少子高齢化社会が進展する中で国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

波佐見町行政改革推進体系図

